

法務大臣

上川 陽子 様

国の施策等に関する
提案・要望書

(平成27年1月)

鳥取県

外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

《提案・要望の内容》

○地方における外航クルーズ船や国際チャーター便の就航について、円滑な受入れを行うため、人員や審査機器の確保等、C I Q体制の充実を図ること。

※国の施策であるビジットジャパンに連携し、地方創生の観点から地域活性化を図るためには周遊時間を確保することが重要である。
 ※特に、2015年には世界最大級（乗客4,000人級）のクルーズ船「クァンタム・オブ・ザ・シーズ」の寄港が予定されるなど、年間で20回程度の寄港による乗客数は約3万人を見込んでいるが、現在の体制では入国手続きに時間を要し、乗客が下船するまでに、大きく時間を費やすことが予想される。
 ※このため、外航クルーズ船、国際航空路線の円滑な運航による周遊時間確保には、境港のC I Qに係る人員や審査機器の確保等の充実を図るとともに、鳥取空港等地方の非検疫飛行場においても人員体制の充実が必要である。

〈参考〉

1 鳥取県の取組状況

(1) 本県では、境港がアジアクルーズターミナル協会に加盟し、アジア地域の中国、台湾、韓国など、外航クルーズ船の誘致を積極的に行っている。

○平成26年(2014年)3月～10月の国際定期便の運航状況 (平成26年10月末現在)

区分	路線・運航日	利用者数	利用率
空路	○米子鬼太郎空港～仁川国際空港（韓国）	(14,314)	(47.7)
	○毎週日・火・金曜日運航	15,259人	50.3%
航路	○境港～東海港（韓国）～ウラジオストク港（ロシア）	(14,824)	—
	○毎週金・（土）曜日運航	9,435人	—

※上段（ ）は前年実績

(2) 今後も、山陰唯一の国際航空路線である米子～ソウル便に次ぐ、将来の新たな国際定期便就航を睨んで、香港、台湾、中国、ロシア沿海地方等東アジア地域をターゲットに、インバウンド国際チャーター便の就航を働きかけ、本県への外国人観光誘客を一層促進する。

○平成26年度(2014年)の外航クルーズ船・国際チャーター便の運航実績（予定）

区分	便数	運航予定
境港	11便	[外航クルーズ船] 乗客3,000人級の大型クルーズ船等が境港に入港し、年間乗客数は過去最高だった平成25年の記録(10,896人)を更新し、約1万4,000人を突破！
鳥取空港	8便	
米子鬼太郎空港	53便	
計	72便	[航空便] 香港、台湾、ロシア、タイなど

2 境港における入国審査体制の現状

乗員数	～1,000人級	3,000人級
クルーズ船名	クラブ・ハーモニー(1,000人) DBSフェリー(450人)	マリナー・オブ・ザ・シーズ(3,542人)
入国審査所要人数	9名	24名

※境港出張所の現体制は5名

ヘイトスピーチを禁止する法律の整備について

《提案・要望の内容》

○暴力や差別的行為を扇動し、人種、国籍などに対する差別や偏見を助長し増幅させるヘイトスピーチを禁止する法律を整備すること。

<参考>

1 鳥取県における人権施策

平成8年7月、全国の都道府県で初めて「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、差別のない真に人権が尊重される社会をつくるための取り組みを進めているところ。

【鳥取県人権施策基本方針策定(平成9年4月策定、平成16年3月改訂、平成22年11月第2次改訂)】

○めざす社会

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

○人権尊重の基本理念

めざす社会の構築に向け、3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開

- (1)一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障された社会の構築
- (2)人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- (3)すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の基礎的な条件の整備の推進(ユニバーサルデザインの推進)

○様々な分野における施策の推進方針

(「外国人の人権問題」より抜粋)

歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国と日本との関係や韓国・朝鮮籍の人が日本で暮らすようになった歴史的経緯、その実情等、国際社会に対する理解と認識は未だ十分とは言えない面があり、また、近年の在住外国人の増加に伴って、日常生活に関わる様々な分野で問題も生じてきています。

外国人の人権を尊重するためにも、国籍や民族などの異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認めることにより相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らし、自らの民族文化を身につけ、文化的誇りをもてる環境づくりが必要です。

2 鳥取県議会が意見書を議決し国へ提出

鳥取県議会は、平成26年11月定例会において「ヘイトスピーチの禁止等に関する法律の整備を求める意見書」を議決し、地方自治法第99条の規定に基づき国に提出した。

3 鳥取県と韓国の友好交流の主な状況

- ・1994(平成6)年…鳥取県と韓国江原道が友好提携締結。
- ・1995(平成7)年…鳥取県教育委員会と江原道教育庁が姉妹協定を締結。
- ・2010(平成22)年…鳥取県議会と江原道議会が「友好交流に関する合意書」を締結
- ・2014(平成26)年…両県道と両地域の旅行社が観光分野における協力関係の発展を図る業務協約締結。友好交流20周年記念行事を両県道で開催。

※県内8市町においても、韓国江原道の各都市との友好提携を結んでいる。